

令和7年度やいづ駅前サテライトオフィス等施設事業施設管理者募集要領

1 施設管理者募集の目的

令和7年度やいづ駅前サテライトオフィス等施設の施設管理者選定にあたり、申請書を基に動機や事業内容等を総合的に評価し、最も合致した施設管理者を選定する。

この要領は、令和7年度やいづ駅前サテライトオフィス等施設事業に係る施設管理者募集に関して、応募資格のある事業者等が申請を行うため必要な事項を定める。

2 事業概要

- (1) 事業名称 令和7年度やいづ駅前サテライトオフィス等施設事業
- (2) 事業内容 令和7年度やいづ駅前サテライトオフィス等施設事業に係る施設管理者募集
- (3) 事業所管課 〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号
焼津市経済部商工観光課 まちなか活性化推進室
担当 名木、片岡
電話番号 054 - 626 - 1175
F A X 054 - 626 - 2194
E-mail アドレス : shoko@city.yaizu.lg.jp

4 応募資格等

次のいずれかに該当する個人又は団体であること。

- (1) 市内でコワーキングスペースの運営を行うもの
- (2) 市内でサテライトオフィス等を設置し、事業を営むもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めたもの

4 スケジュール

- (1) 施設管理者の募集、申請受付期間：令和7年4月14日（月）～4月23日（水）
- (2) 申請書類の整理、確認期限：令和7年4月23日（水）
- (3) 納税状況等の確認期限：令和7年4月24日（木）
- (4) 選定期間：令和7年4月25日（金）までの間で選定
- (5) 事業承認書：令和7年4月28日（月）までに通知

5 申請にあたっての留意事項

- (1) 実施要領の承諾
申請書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- (2) 費用の負担
申請書等の提出に関する費用は、事業者の負担とします。
- (3) 使用言語
申請に関して使用する言語は日本語とします。
- (4) 提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、承認通知書の内容にかかわらず返却いたしません。

(5) 提供資料の取り扱い

市から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

(6) 提出された書類は、焼津市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。

(7) 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めません。ただし、選定の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合があります。

6 申請書等の提出期限、提出場所及び方法

(1) 提出期限：令和7年4月23日（水） 午後5時（必着）

(2) 提出場所：2－（3）に同じ

(3) 提出方法：持参または郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）

(4) 提出書類：事業申請書 第1号様式
事業計画書 第2号様式
収支予算書 第3号様式
誓約書 第4号様式

7 選定結果通知書

市は、申請書等を提出した事業者等に対し、その内容を審査し、令和7年4月28日（月）までに様式第5号「事業承認書」を電子メールにより通知します。

8 申請内容

(1) 本業務の目的及び内容を理解した申請内容であること。

(2) 焼津駅前周辺の現状等を基にした申請内容であること。

9 申請にあたっての留意事項

(1) 申請費用の負担

申請に関する費用は、申請者の負担とします。

(2) 使用言語及び単位

申請に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

(3) 提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、承認、不承認にかかわらず返却いたしません。

(4) 提供資料の取り扱い

市から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

(5) 提出された書類は、焼津市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。

(6) 申請書類について、提出後の追加及び変更は認めません。ただし、市が審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合があります。

(7) その他

本要領等に定めるもののほか、申請にあたって必要な事項が生じた場合には、申請者

に通知します。

10 プレゼンテーション

申請内容に関するプレゼンテーションは開催しない。

11 施設管理者の選定

本施設の管理者選考にあたっては、令和7年度やいづ駅前サテライトオフィス等施設事業施設管理者選定に関わる選定委員会が、下記の事項について、提出された申請書等の書類を公平かつ客観的に評価し、管理者を選定する。

複数の申請者において評価点が同じであった場合には、くじにて管理者を決定します。くじについての辞退はできないものとする。

(1) 本業務の業者は、以下の内容を総合的に評価し、決定をする。

(ア) 事業計画の内容

(イ) 収支予算

(2) 結果については、以下のとおり通知する。

選定者には、承認通知書を送付する。

12 契約

焼津市と選定者と使用貸借契約を行う。契約の締結は、令和7年4月30日(水)を予定する。

13 事業の変更等

施設管理者は、事業計画を変更し、又は中止しようとする場合は、やいづ駅前サテライトオフィス等施設事業計画変更(中止)承認申請書(第7号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて申請し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 事業計画書(第1号様式)

(2) その他市長が必要と認める書類

市長は、前項の規定による申請があった場合は、可否を決定し、やいづ駅前サテライトオフィス等施設事業計画変更(中止)承認書(第8号様式)により通知する。

14 実績報告

施設管理者は、期間中の実績について、やいづ駅前サテライトオフィス等施設事業終了後20日以内に、やいづ駅前サテライトオフィス等施設事業実績報告書(第9号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績書(第10号様式)

(2) 収支報告書(第3号様式)

(3) その他市長が必要と認める書類

15 終了後の努力義務

施設管理者は、やいづ駅前サテライトオフィス等施設事業終了後、やいづ駅前サテライトオフィス等施設に関する事業の成果について、今後の事業に活かすよう努めなければならない。

16 問い合わせ先

この件に関する問い合わせは、全て電子メールにて行う。

電子メールに資料添付をする場合は、必ず ZIP 形式で圧縮して送信すること。

送信メールアドレス：焼津市経済部商工観光課 shoko@city.yaizu.lg.jp

担当者：名木、片岡